

北本市第七期障害福祉計画及び北本市第三期障害児福祉計画（案）に対する意見一覧（案） (パブリック・コメント結果の公表)

※パブリックコメント等を受け、計画案への記載の追加等を行いました。頁数は記載追加後のものとしております。

番号	意見の内容	市の考え方
1	<p>37頁（6）「相談支援体制の充実・強化等」、 61頁（4）「相談支援」のところについて 高次脳機能障がいの方への相談支援体制の充実・強化について計画に記してください。 併せて、同じ器質性精神障がいである若年性認知症の方への相談支援体制の構築についても記してください。</p>	<p>本計画（案）頁については、国の指針に対する成果目標の設定であり、61頁についてはサービスの見込量と確保の方策を設定しているため、個別の支援策については記載しておりません。</p> <p>また、高次脳機能障がい、若年性認知症を含むすべての障がいのある人を対象に相談支援体制の充実・強化等を図るものであり、個別の障がいについて記載するものではないと考えておりますので、原案のとおりといたします。</p>
2	<p>計画のいずれかのところについて 高次脳機能障がいの方に対する相談支援事業以外での支援について、どのような支援体制を整備していくのか記してください。 その際、同じ器質性精神障がいである若年性認知症への支援も、同じ枠組みで整備していく方針を計画で示していただけすると嬉しく存じます。</p>	<p>57頁「日中活動系サービスの確保のための方策等」において、「強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者及び難病患者に対して適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに地域における課題の整理や専門的人材の育成等、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。」との記載どおり、取り組んでまいります。</p> <p>また、重度障がい者（強度行動障がい、高次脳機能障がい、医療的ケアを必要とする人等）の日中活動系サービスの見込量を設定していることから、確保のため</p>

		の方策等についても上記のとおり記載しておりますが、個別の整備方針については記載しておりません。ご意見につきましては、原案のとおりといたします。
3	31頁（4）「福祉施設から一般就労への移行等」のところについて 若年性認知症や高次脳機能障がいの方を念頭に置いて「中途障害者の就労体制の充実」といった施策を位置づけてください。	本計画（案）31頁については、国の指針に対する成果目標の設定であるため個別の支援策については記載しておりません。 上記のことから、原案のとおりといたします。
4	34頁（5）「障がい児支援の提供体制の整備等」 65頁（6）「障がい児支援」のところについて 子どもの高次脳機能障がいへの支援施策を記してください。	ご意見につきましては、71頁障がい児支援の確保のための方策等に、下記のとおり記載を追加します。 「強度の行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。」
5	83頁「⑤意思疎通支援事業」のところについて 失語症者向け意思疎通支援事業、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業について北本市の施策を記してください。	ご意見につきましては、ニーズの把握に努め、具体的な施策等の検討において参考とさせていただきます。

6	<p>「計画の策定の背景」に、国連の動きを簡単に入れるべきである。</p>	<p>ご意見のとおり、平成26年の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准についてや、令和4年に国連の権利委員会による初めての審査が行われ、総括所見等が示されたこと等についての記載を加え、「計画の策定の背景」を修正いたします。</p>
7	<p>計画の基本的な考え方（2頁から3頁）を「障害福祉計画等の基本的な考え方（理念）」にするのではなく、北本市障害者福祉計画（障害者基本法に基づく）の理念との整合性をとること。</p> <p>第三次北本市障害者福祉計画では「支えあい、ともに暮らしあうまち北本の実現」を理念に掲げ、進行中であるので、4頁「本計画の実施にあたっては北本市障害者福祉計画と調和を保ちながら」ではなく、三次計画の理念を掲げ、「調和」ではなく、「整合性」という関係を示すべきである。もしかしたら一体化でもよいかもしれません。</p>	<p>本市においては、計画の基本的な考え方について、第一期障害福祉計画から、国の基本指針における障害福祉計画等の基本的な理念を踏まえたものとしております。</p> <p>また、令和5年7月26日付けで埼玉県から発出された「第7期市町村障害福祉計画等作成に係る件の考え方」においても障害福祉計画等は、「障害者計画」と調和が保たれたものとするとされていることから、4頁の(4)北本市障害者福祉計画との関係において、「本計画の実施にあたっては、第三次北本市障害者福祉計画と調和を保ちながら、進めていくこととします。」と記載しております。</p> <p>なお、次期計画策定の際には本計画と障害者福祉計画を一体的に策定することについて、今後、検討してまいります。</p>

8	<p>計画案の「4 前回計画の成果目標の進捗状況」「5 成果目標（令和8年度の将来像）」の設定」「6 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策」「7 地域生活支援事業の見込量と確保の方策」の一連のプロセスに客観性を担保した根拠を示すこと。</p> <p>「4 前回計画の成果目標の進捗状況」は設置の有無や数量だけで評価しており、「目標を達成しています」「目標を達成していません」の要因や原因を分析・考察することで、本計画案を実行性のあるものにすると考える。</p> <p>「5 成果目標（令和8年度の将来像）の設定」については、多くの項目で「国基本指針及び埼玉県の考え方のとおり設定します」等が使われ、これらの多くは方針からの転載である。委員会議事録から国と県の方針に従う事務局の姿勢は分かったが、審議会の議論を通じて方針は改正され、家族支援や協議会の運営への当事者参加の重要性等があるが、これらには一言も觸れられていない。方針のどこを書き込むかは担当者の裁量、勘、前例等ではないかと思われ、事実や客観性を担保したものとは思えない。そのため、「成果目標の設定」から6と7の「障害福祉サービス等の見込量と確保の方策」を示しても実効性は乏しいものとなると考える。</p>	<p>「4 前回計画の成果目標の進捗状況」については、前回計画で掲げた成果目標の各項目について令和4年度末時点での進捗状況を示したものです。目標が達成できなかった項目については、要因等を分析したうえで、自立支援協議会における周知や課題の共有を行い、基幹相談支援センターや事業所等と連携して利用者が最適な支援を受けることができるよう取り組んでいきたいと考えておりますので、記載を追加いたします。</p> <p>「5 成果目標（令和8年度の将来像）の設定」については、国の基本指針及び埼玉県の考え方を踏まえ、本市の考え方を設定するものです。ご指摘いただいた箇所については、成果目標として掲げた項目について、改めて文章で記載しております。</p> <p>ご意見にありました家族支援や協議会の運営への当事者参加については、成果目標として掲げた項目ではないため「5 成果目標（令和8年度の将来像）の設定」には記載しておりませんが、ペアント・トレーニング等の実施を通じた家族等の支援体制の確保（72頁）や協議の場等へのピアソーター等の参加（75頁）、障がいのある人の介護者のための家族教室の開催（80頁）などに記載をしております。</p> <p>「6 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策」「7 地域生活支援事業の見込量と確保の方策」</p>
---	--	--

		方策」については、令和3年度、4年度のサービス等利用実績、アンケート結果、地域資源等を勘案したうえで必要な量等を見込んでおります。
9	<p>用語解説について</p> <p>権利条約に関し重要なと思われる用語や不正確に使われていると思われる下記の用語を学識経験者等の見識を發揮して、最新研究状況、権利条約、障害者の権利委員会の勧告等を踏まえて解説してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 障害者の権利に関する条約 2 合理的配慮(reasonable accommodation) 3 インクルージョン(inclusion) 4 自立生活(independent living) 5 Inclusive Education(インクルーシブ教育) 6 Nothing about us without us 	用語説明については、本計画内に掲載している専門用語等について説明することで、市民の方や関係者等に計画を分かりやすいものとすることを目的に作成しております。そのことを踏まえ、計画内に掲載している用語について、用語解説に記載をいたします。